

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課および徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、個人住民税の賦課および徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法および個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

練馬区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課および徴収に関する事務
②事務の内容 ※	個人住民税(以下「住民税」という。)の賦課および徴収に関する事務を行う。 事務の内容は以下のとおりである(以下の丸数字は事務フロー図「(別添1)事務の内容」と対応している。) ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書)を受け付け、課税支援システムへ取り込む。個人番号を含む課税資料(紙)をシステムへ取り込むにあたり、データ入力(パンチ)委託業者が電子ファイル化を行う。 ②課税支援システムに取り込んだデータをイメージ化し、税務システムへ連携する。 ③課税資料により税務システムで課税処理を行い、作成した通知書を住民へ送付する。 ④調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡箋を税務署(国税庁)へ送付する。 ⑤年金保険者と年金からの特別徴収に係る各種通知情報を連携する。 ⑥課税情報を収納システム、滞納管理システムへ連携する。 ⑦他課システム向けデータを作成し、提供する。また、他システムからも個人住民税の課税や調査に必要なデータを提供してもらう。 ⑧所得情報等を中間サーバーへ連携する。また、情報提供ネットワークシステムから他市区町村等の情報を参照する。 ⑨住民基本台帳ネットワークシステムを利用して住民登録がない者の個人番号を調査する。 ⑩住民登録外課税通知書(データの場合、国税連携システム経由)を送付、受領する。 ⑪住民等の申請により、課税・非課税・納税証明書を発行する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

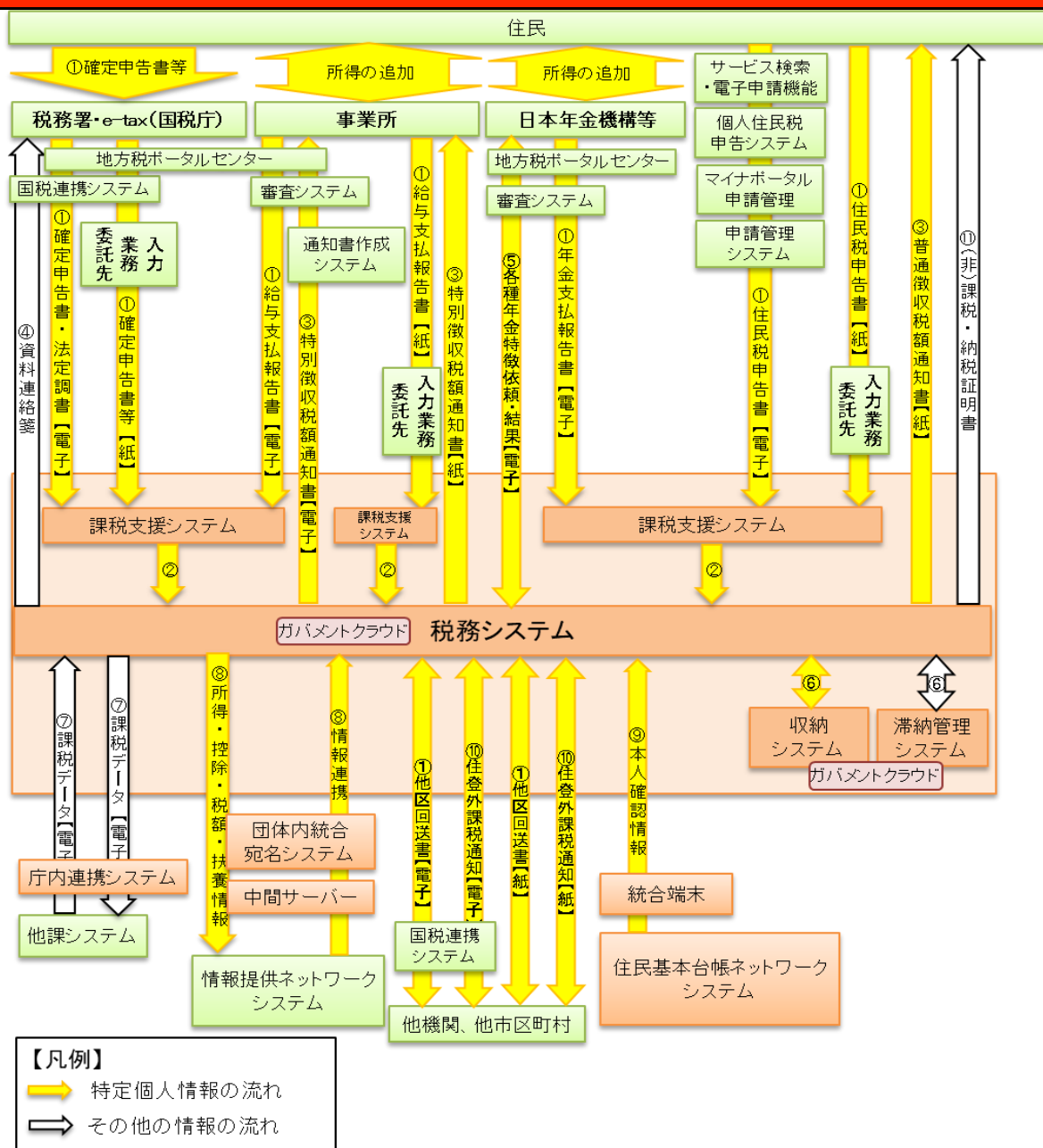
システム1

①システムの名称	税務システム
②システムの機能	1. 住民票関係情報の閲覧機能 既存住民基本台帳システムより連携された住民票関係情報を閲覧する機能 2. 住民税賦課管理機能 賦課決定・更正処理、通知書や納付書の発行、納税証明書等の交付をする機能 3. 住民税統計管理機能 統計データ集計、都報告資料作成、徴収実績調書作成、都税事務所用資料作成をする機能 4. 関連宛名管理機能 関連宛名の登録・更新・削除をする機能 5. 住民登録外者の管理機能 住民登録外者の登録・更新・削除をする機能 6. 法人の管理機能 法人の登録・更新・削除をする機能 7. 送付先等の管理機能 送付先等の登録・更新・削除をする機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (申請管理システム)

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	※団体内統合宛名システムとは「③他のシステムとの接続」でいう宛名システム等のことをいう。 1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等通知する機能 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバー）
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 なお、当区においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)賦課情報ファイル (2)収納情報ファイル (3)課税資料ファイル (4)電子申告ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・正確な賦課・徴収を行う上で、課税資料の情報と当区の住民票関係情報を正確に紐付けし、複数の課税資料を名寄せする必要があるため。 ・他区市町村等関係機関との調査・照会・回答において必要となるため。 ・納税者等への送付先の最新住所地の把握に必要となるため。
②実現が期待されるメリット	・窓口で個人番号カードを提示された場合または電話対応で個人番号を伝えられた場合に本人確認が容易となる。 ・複数の課税資料の名寄せ・突合に個人番号をキーとして使用することで、効率的に処理を行うことができ、課税漏れや課税誤りが防止できる。 ・当区で住民登録外課税をした場合、住民登録のある自治体でも課税される二重課税を防止できる。 ・他自治体に居住する控除対象配偶者・扶養親族等について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行うことで、正確な所得情報等が確認でき、正確な課税ができる。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを通じて最新住所地を把握することで、税額通知書等の送付や徴収を効率的に行うことができる。 ・正確な所得把握による、さらなる公平・公正な住民サービスの提供ができる。 ・各種申請の際に添付書類・記入事項が省略できることにより区民の負担が軽減できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月練馬区条例第49号。以下「条例」という。)別表第2の2の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中情報提供者の欄が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報の欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) ・条例別表第3中情報提供機関の欄が「区長」の項のうち、特定個人情報の欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (3、5、7、8、9、9の2、10の項) (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・条例別表第2の2の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部税務課 / 収納課
②所属長の役職名	区民部税務課長 / 収納課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書)を受け付け、課税支援システムへ取り込む。個人番号を含む課税資料(紙)をシステムへ取り込むにあたり、データ入力(パンチ)委託業者が電子ファイル化を行う。
- ②課税支援システムに取り込んだデータをイメージ化し、税務システムへ連携する。
- ③課税資料により税務システムで課税処理を行い、作成した通知書を住民へ送付する。
- ④調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡箋を税務署(国税庁)へ送付する。
- ⑤年金保険者と年金からの特別徴収に係る各種通知情報を連携する。
- ⑥課税情報を収納システム、滞納管理システムへ連携する。
- ⑦他課システム向けデータを作成し、提供する。また、他システムからも個人住民税の課税や調査に必要なデータを提供してもらう。
- ⑧所得情報等を中間サーバーへ連携する。また、情報提供ネットワークシステムから他市区町村等の情報を参照する。
- ⑨住民基本台帳ネットワークシステムを利用して住民登録がない者の個人番号を調査する。
- ⑩住民登録外課税通知書(データの場合、国税連携システム経由)を送付、受領する。
- ⑪住民等の申請により、課税・非課税・納税証明書を発行する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 賦課情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養親族)等のうち、個人番号を有する者	
	その必要性	・住民税の賦課を実施する上で、納税義務者とその扶養関連者等を正しく紐付けるため。 ・税額通知書等への個人番号の出力のため。 ・情報提供ネットワークシステムを通じて、他区市町村等関係機関へ調査・照会・回答を行うため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認および対象者を特定するため。 ・4情報、連絡先: 納税義務者への通知書等の送付や問合せをするため。 ・その他住民票関係情報: 住民日の賦課期日判定などを行うため。 ・国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため。 ・地方税関係情報: 算出した税額の通知、納税証明書等の交付を行うため。 ・医療保険関係情報: 所得控除額等を確認するため。 ・障害者福祉関係情報: 所得控除額等を確認するため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 住民税の非課税判定および減免処理を行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報: 所得控除額等を確認するため。年金特別徴収可否判定を行うため。 ・年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため。また日本年金機構等への特別徴収税額通知を行うため。 ・災害関係情報: 災害による減免処理を行うため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月	
⑥事務担当部署	区民部 税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、国保年金課、介護保険課、各総合福祉事務所 等) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の区市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 (地方税共同機構)
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	☐ 随時 ・住民票関係情報 (随時オンライン連携) ・給与支払報告書・年金支払報告書・住民税申告書・確定申告書eTAXデータ ・他の区市町村からの課税資料の回送 ☐ 随時以外 ・生活保護情報(賦課期日時点)(1月) ・確定申告書KSKデータ (2月から5月までは週次、他は月次) ・年金特別徴収対象者情報(初めは5月、以降毎月) ・年金特別徴収情報(奇数月) ・介護保険における年金特別徴収対象者情報(7月) ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書(2月)
④入手に係る妥当性	・番号法第14条(提供の要求)により、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項において、地方税の賦課徴収に関する事務が情報照会者として明記されているため。 ・住民票関係情報については、本人情報の確認をするため、庁内連携システムを利用して入手している。 ・本人からの申告書および給与支払者・日本年金機構等からの支払報告書により入手している。 ・当区の課税対象者の課税資料を他の区市町村が入手した場合は、当該区市町村からの回送により入手している。 ・各対象者が国税連携システム・審査システム・個人住民税申告ポータルに申告書データを送付している場合には、当該システムから入手している。
⑤本人への明示	・申告書の提出については、地方税法第45条の2および第317条の2に明示されている。 ・本人または他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に明示されている。 以上のとおり、法令等で明示されているが、窓口対応する場合は、必要に応じて口頭等により本人説明を行う。
⑥使用目的 ※	・納税義務者(賦課期日現在、区内に住所を有する個人等)情報の管理 ・賦課決定(課税・非課税・減免)
変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※ 区民部 税務課、収納課
	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		○課税対象者情報の管理 ・賦課期日(1月1日)時点で当区内に住所を有する個人で、課税資料の提出があった者およびその扶養関連者等の管理を行う。 ○課税事務 ・課税資料を名寄せし、入力する。 ・課税資料を基に税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し、税額通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者および年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額通知書を送付する。 ○納税証明書等の交付 ・交付申請があったものについて納税証明書等を交付する。
	情報の突合 ※	・本人確認のため、窓口で通知カード・個人番号カード等を提示された場合または電話対応で個人番号を伝えられた場合に、本人の申し出内容と住民票関係情報との突合を行う。 ・納税義務者等の特定や税額通知書等の送付を行うため、課税資料に記載された内容と住民票関係情報との突合を行う。 ・所得控除額の確認や減免事務の効率化のため、課税資料に記載された内容と庁内連携システムまたは情報提供ネットワークシステムから入手した情報との突合を行う。 ・住民税賦課のため、課税資料に記載された内容と他区市町村から入手した扶養関係・課税状況の情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	住民税額の決定、減免決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件	
委託事項1	税務システム、団体内統合宛名システム、申請管理システム、中間サーバーの保守・運用	
①委託内容	作業の全体総括・進捗管理、税務システム・団体内統合宛名システム・申請管理システム・中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出、システム標準化に伴うデータ移行作業等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	税務システムのパッケージアプリケーション保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。なお、対象となる本人の範囲は、賦課情報ファイルに関連する「2. ③対象となる本人の範囲」と同範囲となる。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先および再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	当区が提供する印字データを基に、帳票の印刷・印字・裁断および封入封緘を行う。	
委託事項5		団体内統合宛名システムのサーバーに関する保守・運用	
①委託内容		作業の全体総括・進捗管理、バックアップ等運用作業、職員からの問合せに対する対応等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	団体内統合宛名システムのサーバー保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。なお、対象となる本人の範囲は、賦課情報ファイルに関連する「2. ③対象となる本人の範囲」と同範囲となる。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		日本電子計算株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先および再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	バックアップ等運用作業、職員からの問合せに対する対応等	
委託事項6～10			
委託事項6		納税証明書等の交付にかかる事務	
①委託内容		納税証明書等の交付申請書の受付、出力、交付および手数料の受領と領収書の交付等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (11) 件 ☐ 移転を行っている (37) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者((別紙1)のとおり)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 ☐ 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [] 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	事業所等の給与支払者(特別徴収義務者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第1項
②提供先における用途	給与支給対象者から住民税を特別徴収し、当区に納める
③提供する情報	給与支給対象者の特別徴収税額に係る情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区住民税の給与所得にかかる特別徴収納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 ☐ 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [☐] 紙 ☐ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	原則、週次にて提供
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	地方税法第317条
②提供先における用途	国税に関する事務
③提供する情報	住民税賦課情報

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN)	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度、扶養是正情報等については月1回	
提供先4	市町村長	
①法令上の根拠	地方税法第45条の2、地方税法第45条の3、地方税法第317条の2、地方税法第317条の3、地方税法第317条の6	
②提供先における用途	提供を受けた賦課情報による賦課更正および調査	
③提供する情報	住民税賦課情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区以外の自治体に課税権がある対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN)	
⑦時期・頻度	当区以外の自治体に課税権があることが判明した都度、照会を受けた都度	
提供先5	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項および第12項	
②提供先における用途	住登外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知書:個人住民税の賦課決定に利用するため	
③提供する情報	・住登外課税通知:住登外課税とした旨および住所、氏名等 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金額および住所、氏名等	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・住登外課税通知:住登外課税とした者 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書:寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄付をした者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN)	

⑦時期・頻度	発生した都度(住登外課税通知)、年次(申告特例通知)
提供先6～10	
提供先6	番号法第19条第11号に基づき条例別表第3に定める提供先((別紙2)のとおり)
①法令上の根拠	番号法第19条第11号、条例第5条第1項
②提供先における用途	(別紙2)のとおり
③提供する情報	住民税賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」のうち、提供先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (庁内連携システム [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先1	番号法第9条第2項に基づき条例別表第2に定める移転先((別紙3)のとおり)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第1項から第3項まで
②移転先における用途	(別紙3)のとおり
③移転する情報	住民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [☒] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	＜当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置＞ ・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017 (※1) およびISO/IEC27018 (※2) の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ※1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 ※2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格				
②保管期間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1167 454 1294">期間</td><td data-bbox="454 1167 1370 1294"> ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </td></tr> <tr> <td data-bbox="343 1294 454 1352">その妥当性</td><td data-bbox="454 1294 1370 1352"> 地方税法第17条の5により、7年間保管する。 </td></tr> </table>	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	その妥当性	地方税法第17条の5により、7年間保管する。
期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない				
その妥当性	地方税法第17条の5により、7年間保管する。				

③消去方法	<当区における措置> ・賦課情報ファイルは7年分保存し、それを超えたデータは税務システムにて自動判別し消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者およびクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去および物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去および物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構および中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88(※1)、ISO/IEC27001(※2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ※1 NIST800-88:NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 ※2 ISO/IEC27001:情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格
7. 備考	—

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養親族)等のうち、個人番号を有する者
その必要性	・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公平・公正な徴収をするため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、収納業務を効率的に行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録情報、連携ファイル関係情報)
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認および対象者を特定するため。 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 納税義務者への督促状や還付通知書等の送付や問合せをするため。 ・地方税関係情報: 算出した税額を保有し、住民税の徴収・納税証明書等の発行を行うため。 ・その他(口座登録情報): 収納事務に口座登録情報を使用するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	区民部 収納課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の区市町村) [☐] 民間事業者 (給与支払者(退職所得関係)) [☐] その他 ()

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件	
委託事項1	収納システムの保守・運用	
①委託内容	作業の全体総括・進捗管理、収納システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出、システム標準化に伴うデータ移行作業等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	収納システムのパッケージアプリケーション保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。なお、対象となる本人の範囲は、収納情報ファイルに関連する「2. ③対象となる本人の範囲」と同範囲となる。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先および再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	収納システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2～5		
委託事項2	収納システムの帳票印刷等の運用	
①委託内容	作業の全体総括・進捗管理、収納システムの帳票印刷等のシステム運用作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※	<当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置> ・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017（※1）およびISO/IEC27018（※2）の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ※1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 ※2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド（複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態）での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格												
	②保管期間	期間 [定められていない] ＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> その妥当性 滞納が継続する間は、収納状況について管理し続ける必要があるため。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法													
<当区における措置> ・完納された収納情報ファイルは8年分保存し、それを超えたデータは収納システムにて自動判別し消去する。 ・不納欠損があるデータについては消去しない。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88（※1）、ISO/IEC27001（※2）等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ※1 NIST800-88: NIST(米国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 ※2 ISO/IEC27001: 情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格													
7. 備考													
—													

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 課税資料ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区に課税資料が提出された者
その必要性	・当区に課税資料が提出された者の課税資料を画像(イメージ)管理し賦課情報ファイルを作成するため。 ・課税資料を画像(イメージ)管理することにより、問合せ・照会等に正確・迅速に対応するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・当区に課税資料が提出された者の上記の項目を記録し賦課情報ファイルを作成するため。 ・課税資料ファイルに上記の項目を記録しておくことにより、問合せ・照会等に正確・迅速に対応するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	区民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の区市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 (地方税共同機構)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (LGWAN、サービス検索・電子申請機能)	
③入手の時期・頻度	☐ 随時 ・給与支払報告書・年金支払報告書・住民税申告書・確定申告書eTAXデータ ・他の区市町村からの課税資料の回送 ☐ 随時以外 ・確定申告書KSKデータ (2月から5月までは週次、他は月次)	
④入手に係る妥当性	・番号法第14条(提供の要求)により、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・本人からの申告書および給与支払者・日本年金機構等からの支払報告書により入手している。 ・当区の課税対象者の課税資料を他の区市町村が入手した場合は、当該区市町村からの回送により入手している。 ・各対象者が国税連携システム・審査システムに申告書データを送付している場合には、当該システムから入手している。	
⑤本人への明示	・申告書の提出については、地方税法第317条の2に明示されている。 ・本人または他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 ・他の区市町村からの回送による入手については、地方税法第294条第1項に明示されている。 以上のとおり、法令等で明示されているが、窓口対応する場合は、必要に応じて口頭等により本人説明を行う。	
⑥使用目的 ※	・当区に課税資料が提出された者の課税資料を画像(イメージ)管理し賦課情報ファイルを作成するため。 ・課税資料を画像(イメージ)管理することにより、問合せ・照会等に正確・迅速に対応するため。 ・滞納処分に係る調査を行うため。	
	変更の妥当性	番号法第9条(利用範囲)および同法主務省令第16条に基づく調査に該当するため。
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部 税務課、収納課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・当区に課税資料が提出された者の課税資料を画像(イメージ)管理し賦課情報ファイルを作成する。 ・課税資料を画像(イメージ)管理することにより、問合せ・照会等に正確・迅速に対応する。 ・滞納処分に係る調査を行う。	
	情報の突合 ※	納税義務者等の特定のため、課税支援システムで管理される課税資料の本人確認情報と税務システムで管理される住民票関係情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報をを用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		課税支援システムの保守・運用	
①委託内容		作業の全体総括・進捗管理、課税支援システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示書に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性		課税支援システムのパッケージアプリケーション保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。なお、対象となる本人の範囲は、課税資料ファイルに関連する「2. ③対象となる本人の範囲」と同範囲となる。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社インテック	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先および再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	周辺機器、ネットワーク機器、エントリ用・システム監視用端末およびプリンタの保守	
委託事項2～5			
委託事項2		課税資料(紙)のデータ入力	
①委託内容		1月から5月までに収受した給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書をデータ入力業務委託により電子データ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性		当初の課税資料の入力は、件数が多く、賦課決定までの期間が短いため、職員だけで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。なお、対象となる本人の範囲は、課税資料ファイルに関連する「2. ③対象となる本人の範囲」と同範囲となる。	

⑦時期・頻度		当区以外の自治体に課税権があることが判明した都度、照会を受けた都度												
6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置> ・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	地方税法第17条の5により、7年間保管する。												
③消去方法		課税資料ファイルは7年間保存し、それを超えたデータは課税支援システムにて自動判別し消去する。												
7. 備考														
—														

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(4) 電子申告ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルセンターまたはサービス検索・電子申請機能、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システムを経由して当区に課税資料が提出された者	
その必要性	電子データで提出される課税資料を税務システムや課税支援システムに連携し、賦課情報ファイルや課税資料ファイルを作成するため。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・当区に課税資料が提出された者の上記の項目を記録し賦課情報ファイルや課税資料ファイルを作成するため。 ・電子申告ファイルに上記の項目を記録しておくことにより、問合せ・照会等に正確・迅速に対応するため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月	
⑥事務担当部署	区民部 税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の区市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 (地方税共同機構)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (LGWAN、サービス検索・電子申請機能)	
③入手の時期・頻度	☐ 随時 ・給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書eTAXデータ、住民税申告書 ・他の区市町村からの課税資料の回送 ☐ 随時以外 ・確定申告書KSKデータ (2月から5月までは週次、他は月次) ・年金特別徴収対象者情報(初めは5月、以降毎月) ・年金特別徴収情報(奇数月)	
④入手に係る妥当性	・番号法第14条(提供の要求)により、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・地方税ポータルセンターまたはサービス検索・電子申請機能、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システムを経由して、本人から申告書、および給与支払者・年金機構等からの支払報告書により入手している。 ・地方税ポータルセンターまたはサービス検索・電子申請機能、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システムを経由して、当区の課税対象者の申告書を他の区市町村が入手した場合は、当該区市町村からの紙または電子による回送により入手している。	
⑤本人への明示	・申告書の提出については、地方税法第45条の2および第317条の2に明示されている。 ・本人または他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。 以上のとおり、法令等で明示されている。	
⑥使用目的 ※	課税資料(電子データ)を税務システムや課税支援システムに連携し、賦課情報ファイルや課税資料ファイルを作成するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	区民部 税務課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	課税資料(電子データ)を地方税ポータルセンターや申請管理システムからダウンロードし、税務システムや課税支援システムに連携する。	
	情報の突合 ※	納税義務者等の特定のため、電子申告ファイルで管理される課税資料の本人確認情報と税務システムで管理される住民票関係情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件	
委託事項1	審査システムおよび国税連携システムのサーバー管理	
①委託内容	審査システムおよび国税連携システムのサーバーの保守作業、プログラム適用作業、バージョンアップ作業、職員からの問合せに対する調査	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	審査システムおよび国税連携システムのサーバー管理は専門的な知識が要求され、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。なお、対象となる本人の範囲は、電子申告ファイルに関連する「2. ③対象となる本人の範囲」と同範囲となる。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先および再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	年金特徴、審査サービス、共通納税および国税連携サービスの利用における現地対応作業ならびに問合せ対応
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	地方税法第45条の2、地方税法第317条の2	
②提供先における用途	回送された課税資料による賦課	
③提供する情報	地方税ポータルセンターやサービス検索・電子申請機能、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システムを経由して、当区に提出された課税資料	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区に課税資料が提出された者のうち、当区以外の自治体に課税権があると判明した者	

⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度		当区以外の自治体に課税権があることが判明した都度、照会を受けた都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		○システム運用委託事業者における措置 ・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税共同機構が提供するシステム仕様により、保管期間は審査システムで最長7年間、国税連携システムで最長2年間とされている。本ファイルの特定個人情報は課税資料ファイルに取り込まれ、地方税法第17条の5により、7年間保管する。
③消去方法		・電子申告ファイルのうち、審査システムには7年間保存し、それを超えたデータは審査端末から操作手引書をもとに手動で削除する。 ・電子申告ファイルのうち、国税連携システムには2年間保存し、それを超えたデータは国税連携端末から操作手引書をもとに手動で削除する。なお、国税連携システムのデータは課税支援システム内で7年間保存される。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 賦課情報ファイル

＜宛名情報＞

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称

処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報

＜基本情報＞

相当年度 宛名番号 賦課期日時点宛名情報

納税者番号 本人障害区分 生活扶助区分 寡婦・寡夫区分 ひとり親区分 勤学区分 専従主 専従者 メモ情報

扶養関連情報

事業所基本情報 事業所課税情報 従業員情報

＜資料情報＞

相当年度 資料種別 資料番号

資料廃止理由 異動理由 異動内容 給報種別

カナ氏名 生年月日 性別

指定番号 個人番号

資料収入種別 事業所家屋敷区分 受給者番号

控配区分 同配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少)

夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分 寡婦区分 寡夫区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分

所得調整区分

乙欄 死亡退職 災害者 外国人

就職退職区分 就職退職年月日 年調未済区分 摘要欄

配偶者氏名 配偶者生年月日

扶養親族 扶養親族生年月日 扶養親族控除額

専従者氏名 専従者生年月日 専従者給与額 青色区分 専従配偶有無 専従その他 本人専従区分

納税者番号 特例適用条文 徴収希望

別居の控配扶養親族フラグ

事業税開廃業区分 事業税開廃業年月日

居住開始年月日 特定取得

所得控除件数 所得控除 所得控除額 所得種別 所得金額

＜賦課情報＞

相当年度 宛名番号

徴収区分 課税区分

指定番号 受給者番号

控配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少)

夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分 寡婦区分 寡夫区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分

所得調整区分

青色区分 専従配偶有無 専従その他 専従者控除額 本人専従区分 申告特例 医療特例

非課税コード 所得割非課税措置サイン

更正事由 更正補足 更正補足メモ

減免理由 異動年月日 開始月期 済月期

特徴締めフラグ 年金締めフラグ

資料連絡箋出力対象フラグ 資料連絡箋出力理由

事業所家屋敷課税区分 特定居住損区分 居住開始年月日 特定取得

所得控除件数 賦課特徴情報 賦課普徴情報 賦課所得控除情報

＜その他情報 履歴情報＞

異動報告情報

証明書発行履歴情報

摘要欄管理情報

個人送達履歴情報

事業所送達履歴情報

年金対象者情報

年金特別徴収月割情報

社保連携明細情報

外部連携情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 収納情報ファイル

< 宛名情報 >

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号
氏名情報 生年月日 性別 続柄
住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由
住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報
現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報
本籍・筆頭者情報 消除情報
国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称
処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報
相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報
納税管理人情報 納税管理人履歴情報
記事情報 連絡先情報
破産管財人情報 破産管財人履歴情報
口座情報

< 年調定情報 >

税目 賦課年度 相当年度
納税義務者番号 賦課異動理由 更正事由 更正日 通知書番号 口振不能回数
年調定額 軽自動車コード 軽自動車車種 標識番号 標識記号 標識番号

< 月期別調定情報 >

税目 賦課年度 相当年度
納税義務者番号 期別 月別 納期限
個人基本種別 賦課異動理由 更正事由 更正日 完納日 最終納付日 最終収入日本税調定額
本税収入額 本税仮消込額 本税被充当予定額 本税未納額 本税過誤納額
延滞金調定額 延滞金収入額 延滞金仮消込額 延滞金被充当予定額 延滞金未納額 延滞金過誤納額 退職納入申告日
退職人員数 退職通知書発付日 退職区民税差額 退職都民税差額
納期特例区分 督促状番号 督促状番号枝番 督促停止区分 督促状発付日 督促公示日 督促納期督促取消日
法定納期限等 時効予定日 不納欠損処理日 不納欠損区分
延滞金減免区分 延滞金確定日 延滞金執行日
口座振替区分 振替金額 口振不能理由 口座振替日
変更納期限 催告書発付日 授命年月日 催告納期

< 消込情報 >

税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 分納回数 期月 子番
通知書番号 領収日 収入日 納付区分 収納種別
消込金額 消込本税額 消込延滞金 消込督促手数料 確定延滞金 未確定延滞金
消込処理情報
仮消込エラー情報

< 履歴情報 >

調定履歴情報 消込履歴情報 仮消込履歴情報
証明書発行履歴
充当履歴情報 還付履歴情報 控除不足充当履歴

< その他収納管理情報 >

口座振替情報 返戻情報 返戻住所情報
過誤納情報 還付通知書情報 過誤納管理情報
滞繰調定情報 滞繰異動情報
退職分納情報 退職徴収票情報
納付書情報 収納分納情報 控除不足管理情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 課税資料ファイル

＜給与支払報告書情報＞支払調書の種類 整理番号1 本店等区分番号 提出義務者の住所又は所在地 提出義務者の氏名又は名称 提出義務者の電話番号 整理番号2 提出者の住所又は所在地 提出者の氏名又は名称 訂正表示 年分 支払を受ける者一住所又は居所 支払を受ける者一国外住居表示 支払を受ける者一氏名 支払を受ける者一役職名 種別 支払金額 未払金額 給与所得控除後の給与等の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額 未徴収税額 控除対象配偶者の有無等 老人控除対象配偶者 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数一特定一主 控除対象扶養親族の数一特定一従 控除対象扶養親族の数一老人一主 控除対象扶養親族の数一老人一上の内訳 控除対象扶養親族の数一老人一従 控除対象扶養親族の数一その他一主 控除対象扶養親族の数一その他一従 障害者の数一特別障害者(本人を除く) 障害者の数一上の内訳 障害者の数一その他 社会保険料等の金額 左の内訳 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額 旧個人年金保険料の金額 配偶者の合計所得 旧長期損害保険料の金額 受給者の生年月日一元号 受給者の生年月日一年 受給者の生年月日一月 受給者の生年月日一日 夫あり 未成年者 乙欄適用 本人が一特別障害者 本人が一その他の障害者 老年者 寡婦 寡夫 勤労学生 死亡退職 災害者 外国人 中途就・退職一中途就職・退職の区分 中途就・退職一年 中途就・退職一月 中途就・退職一日 他の支払者一住所又は所在地 他の支払者一国外住所表示 他の支払者一氏名又は名称 他の支払者一給与等の金額 他の支払者一徴収した額 他の支払者一控除した社会保険料の金額 災害者に係る徴収猶予税額 他の支払者のもとを退職した年月日一年 他の支払者のもとを退職した年月日一月 他の支払者のもとを退職した年月日一日 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一年 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一月 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一日 住宅借入金等特別控除等適用数 住宅借入金等特別控除可能額 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等の額(1回目) 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一年 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一月 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一日 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等の額(2回目) 摘要 新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額 16歳未満扶養親族の数 普通徴収 青色専従者 条約免除 支払を受ける者のフリガナ 受給者番号 提出先市町村コード 指定番号 宛名番号 個人番号 所得金額調整控除 ひとり親

＜年金支払報告書情報＞法定資料の種類 整理番号1 本店等区分番号 提出義務者の住所(居所)又は所在地 提出義務者の氏名又は名称 提出義務者の電話番号 整理番号2 提出者の住所(居所)又は所在地 提出者の氏名又は名称 訂正表示 年分 支払を受ける者一住所又は居所 支払を受ける者一国外住所表示 支払を受ける者一氏名 支払を受ける者一生年月日一元号 支払を受ける者一生年月日一年 支払を受ける者一生年月日一月 支払を受ける者一生年月日一日 所得税法第203条の3第1号適用分一支払金額 所得税法第203条の3第1号適用分一未払金額 所得税法第203条の3第1号適用分一源泉徴収税額 所得税法第203条の3第1号適用分一未徴収税額 所得税法第203条の3第2号適用分一支払金額 所得税法第203条の3第2号適用分一未払金額 所得税法第203条の3第2号適用分一源泉徴収税額 所得税法第203条の3第2号適用分一未徴収税額 所得税法第203条の3第3号適用分一支払金額 所得税法第203条の3第3号適用分一未払金額 所得税法第203条の3第3号適用分一源泉徴収税額 所得税法第203条の3第3号適用分一未徴収税額 所得税法第203条の3第7号適用分一支払金額 所得税法第203条の3第7号適用分一未払金額 所得税法第203条の3第7号適用分一源泉徴収税額 所得税法第203条の3第7号適用分一未徴収税額 本人一特別障害者 本人一その他の障害者 本人一老年者 控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数一老人 控除対象扶養親族の数一その他 障害者の数一特別障害者 障害者の数一その他 社会保険料の金額 配偶者の合計所得 38万円以下区分 控除対象扶養親族の数一特定 摘要 障害者の数一特別障害者のうち同居 本人一特別寡婦 本人一寡婦・寡夫 16歳未満の扶養親族の数 支払を受ける者のフリガナ 受給者番号 提出先市町村コード 指定番号 宛名番号 個人番号

＜住民税申告書情報＞資料種別 資料番号 カナ氏名 宛名付設用住所コード(丁) 宛名付設用住所コード(番) 宛名付設用住所コード(号) 生年月日(元号) 生年月日(年) 生年月日(月) 生年月日(日) 性別 電話番号 宛名番号 給与収入 公的年金受給額 業務収入 他雑収入 営業等収入 不動産収入 配当収入 収入合計 医療費差引支払額 国保・介護保険支払額 国民年金支払額 源泉徴収の社保支払 新一般生保支払 新個人年金支払 介護医療支払 旧一般生保支払 旧個人年金支払 生保所得税控除 地震保険支払 旧損保長期支払 地震保険所得税控除 控除対象配偶者の生年月日(元号) 控除対象配偶者の生年月日(年) 控除対象配偶者の生年月日(月) 控除対象配偶者の生年月日(日) 配偶者合計所得 被扶養者の生年月日(元号) 被扶養者の生年月日(年) 被扶養者の生年月日(月) 被扶養者の生年月日(日) 16歳未満の生年月日(元号) 16歳未満の生年月日(年) 16歳未満の生年月日(月) 16歳未満の生年月日(日) 専従者の生年月日(元号) 専従者の生年月日(年) 専従者の生年月日(月) 専従者の生年月日(日) 専従者控除額 徴収方法(特徴) 徴収方法(普徴) 区分1 金額1 控配有・同配有 老配 特定扶養 同居老親 老人扶養 その他扶養 同居特障 特別障害 その他障害 年少扶養 未成年 本人特別障害 本人 その他障害 寡婦 ひとり親 勤労学生 本軽 扶軽 青色区分 区分2 金額2 住宅借入金等特別控除可能額 住宅取得控除 居住開始年月日 特定取得 特別特定取得 個人番号 所得金額調整あり

＜申告特例通知書＞

資料種別 資料番号 年分 カナ氏名 生年月日 合計寄附金額 住所 宛名番号 個人番号

＜確定申告書情報＞※以下確定申告書B用を基に記載

申告書第一表 申告書見出し部(第一表) 年分 申告の種類 税務署名 提出年月日 納税者等部 住所(又は事業所・事務所・居所など) 納税地区区分 郵便番号 住所(上段) 住所(下段) 1月1日の住所 年 住所 フリガナ 氏名 性別 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄 生年月日 電話番号 種類 青色区分 分離区分 損失区分 修正区分 特農の表示区分 申告内容(第一表) 収入金額等 事業 営業等 区分 営業等 農業 区分 農業 不動産 区分 不動産 配当 給与 区分 給与 雑 公的年金等 業務 区分 業務 その他 区分 その他 総合譲渡 短期 長期 一時 所得金額 事業 営業等(特例表示) 営業等 農業(特例表示) 農業 不動産(特例表示) 不動産 利子 配当 給与 区分 給与 金額 雑(特例表示) 雑 公的年金等 業務 その他(7)から(9)までの計 総合譲渡・一時 合計 所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 勤労学生、障害者控除 配偶者(特別)控除 区分 配偶者(特別)控除 控除額 扶養控除 区分 扶養控除 額 基礎控除(13)から(24)まで

の計 雑損控除 医療費(特例)控除 区分 医療費(特例)控除額 寄附金控除 合計 税金の計算 課税される所得金額又は第三表 上の(30)に対する税額又は第三表の(93) 配当控除 その他の税額控除 税額控除の名称 区分 控除額 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 区分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 控除額 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 区分 住宅耐震改修特別控除区分 住宅特定改修特別税額控除区分 認定住宅新築等特別税額控除区分 区分 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 控除額(免)表示 差引所得税額 外国税額控除 区分 災害減免額 再差引所得税額 復興特別所得税額 所得税等の額 外国税額控除 控除額 源泉徴収税額 申告納税額 予定納税額 第3期分の税額 納める税金 還付される税金 修正申告 修正前の第3期分の税額 第3期分の税額の増加額 その他 公的年金以外の合計所得金額 配偶者の合計所得金額 専従者給与(控除)額の合計額 青色申告特別控除額 雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 未納付の源泉徴収税額 本年分で差し引く繰越損失額 平均課税対象金額 変動・臨時所得金額 区分 所得金額 延納の届出 申告期限までに納付する金額 延納届出額 還付される税金の受取場所 口座 公金受取口座登録の同意 公金受取口座の利用 申告書第二表 申告書見出し部(第二表) 年分 納税者等部 住所 住所以外の事業所・事務所又は居所 屋号 フリガナ 氏名 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) 所得の内訳 繰り返し所得の種類 種目 給与などの支払者の氏名・名称 収入金額 源泉徴収税額 源泉徴収税額の合計額 総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項 繰り返し 所得の種類 収入金額 必要経費等 必要経費等 差引金額 差引金額 所得から差し引かれる金額に関する事項 (13)社会保険料控除 (14)小規模企業共済等掛金控除 保険料等の種類 支払保険料等の計 うち年末調整等以外 (15)生命保険料控除支払保険料等の計 うち年末調整等以外 新生命保険料 旧生命保険料 新個人年金保険料 旧個人年金保険料 介護医療保険料 (16)地震保険料控除 支払保険料等の計 うち年末調整等以外 地震保険料 旧長期損害保険料 本人に関する事項 寡婦 ひとり親 勤労学生 障害者 特別障害者 雑損控除に関する事項(26) 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 寄付金控除に関する事項(28) 寄附先の名称等 寄附金 個人番号 特例適用条文等 配偶者や親族に関する事項(20)～(23) 氏名 個人番号 続柄 生年月日 障害者 国外居住 住民税 その他 事業専従者に関する事項(57) 事業専従者の明細 繰り返し 氏名 生年月日 続柄 従事月数・程度 仕事の内容 専従者給与(控除)額 住民税・事業税に関する事項 非上場株式の少額配当等 非居住者の特例 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付 都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象) 共同募金、日赤その他の寄附 都道府県条例指定寄附 市区町村条例指定寄附 退職所得のある配偶者・親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 退職所得を除く所得金額 障害者 その他 寡婦・ひとり親 税理士署名欄 税理士名 電話番号 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 電子申告ファイル

＜給与支払報告書情報＞支払調書の種類 整理番号1 本店等区分番号 提出義務者の住所又は所在地 提出義務者の氏名又は名称 提出義務者の電話番号 整理番号2 提出者の住所又は所在地 提出者の氏名又は名称 訂正表示 年分 支払を受ける者一住所又は居所 支払を受ける者一国外住所表示 支払を受ける者一氏名 支払を受ける者一役職名 種別 支払金額 未払金額 給与所得控除後の給与等の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額 未徴収税額 控除対象配偶者の有無等 老人控除対象配偶者 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数一特定一主 控除対象扶養親族の数一特定一従 控除対象扶養親族の数一老人一主 控除対象扶養親族の数一老人一上の内訳 控除対象扶養親族の数一老人一従 控除対象扶養親族の数一その他一主 控除対象扶養親族の数一その他一従 障害者の数一特別障害者(本人を除く) 障害者の数一上の内訳 障害者の数一その他 社会保険料等の金額 左の内訳 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額 旧個人年金保険料の金額 配偶者の合計所得 旧長期損害保険料の金額 受給者の生年月日一元号 受給者の生年月日一年 受給者の生年月日一月 受給者の生年月日一日 夫あり 未成年者 乙欄適用 本人が一特別障害者 本人が一その他の障害者 老年者 寡婦 寡夫 勤労学生 死亡退職 災害者 外国人 中途就・退職一中途就職・退職の区分 中途就・退職一年 中途就・退職一月 中途就・退職一日 他の支払者一住所又は所在地 他の支払者一国外住所表示 他の支払者一氏名又は名称 他の支払者一給与等の金額 他の支払者一徴収した額 他の支払者一控除した社会保険料の金額 災害者に係る徴収猶予税額 他の支払者のもとを退職した年月日一年 他の支払者のもとを退職した年月日一月 他の支払者のもとを退職した年月日一日 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一年 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一月 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一日 住宅借入金等特別控除適用数 住宅借入金等特別控除可能額 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等の額(1回目) 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一年 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一月 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一日 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等の額(2回目) 摘要 新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額 16歳未満扶養親族の数 普通徴収 青色専従者 条約免除 支払を受ける者のフリガナ 受給者番号 提出先市町村コード 指定番号 宛名番号 個人番号 所得金額調整控除 ひとり親

＜年金支払報告書情報＞法定資料の種類 整理番号1 本店等区分番号 提出義務者の住所(居所)又は所在地 提出義務者の氏名又は名称 提出義務者の電話番号 整理番号2 提出者の住所(居所)又は所在地 提出者の氏名又は名称 訂正表示 年分 支払を受ける者一住所又は居所 支払を受ける者一国外住所表示 支払を受ける者一氏名 支払を受ける者一生年月日一元号 支払を受ける者一生年月日一年 支払を受ける者一生年月日一月 支払を受ける者一生年月日一日 所得税法第203条の3第1号適用分一支払金額 所得税法第203条の3第1号適用分一未払金額 所得税法第203条の3第1号適用分一源泉徴収税額 所得税法第203条の3第1号適用分一未徴収税額 所得税法第203条の3第2号適用分一支払金額 所得税法第203条の3第2号適用分一未払金額 所得税法第203条の3第2号適用分一源泉徴収税額 所得税法第203条の3第2号適用分一未徴収税額 所得税法第203条の3第3号適用分一支払金額 所得税法第203条の3第3号適用分一未払金額 所得税法第203条の3第3号適用分一源泉徴収税額 所得税法第203条の3第3号適用分一未徴収税額 本人一特別障害者 本人一その他の障害者 本人一老年者 控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数一老人 控除対象扶養親族の数一その他 障害者の数一特別障害者 障害者の数一その他 社会保険料の金額 配偶者の合計所得 38万円以下区分 控除対象扶養親族の数一特定 摘要 障害者の数一特別障害者のうち同居 本人一寡婦 寡夫 16歳未満の扶養親族の数 支払を受ける者のフリガナ 受給者番号 提出先市町村コード 指定番号 宛名番号 個人番号

＜確定申告書情報＞※以下確定申告書B用を基に記載

申告書第一表 申告書見出し部(第一表) 年分 申告の種類 税務署名 提出年月日 納税者等部 住所(又は事業所・事務所・居所など) 納税地区分 郵便番号 住所(上段) 住所(下段) 1月1日の住所 年 住所 フリガナ 氏名 性別 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄 生年月日 電話番号 種類 青色区分 分離区分 損失区分 修正区分 特農の表示区分 申告内容(第一表) 収入金額等 事業 営業等 区分 営業等 農業 区分 農業 不動産区分 不動産 配当 給与 区分 給与 雑 公的年金等 業務 その他 区分 区分 その他 総合譲渡 短期 長期 一時 所得金額 事業 営業等(特例表示) 営業等 農業(特例表示) 農業 不動産(特例表示) 不動産 利子 配当 給与 区分 給与 金額 雑(特例表示) 雑 公的年金等 業務 その他(7)から(9)までの計 総合譲渡・一時 合計 所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 勤労学生、障害者控除 配偶者(特別)控除 区分 配偶者(特別)控除 控除額 扶養控除 区分 扶養控除 額 基礎控除 (13)から(24)までの計 雑損控除 医療費(特例)控除 区分 医療費(特例)控除額 寄附金控除 合計 税金の計算 課税される所得金額又は第三表上の(30)に対する税額又は第三表の(93) 配当控除 その他の税額控除 税額控除の名称 区分 控除額(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 区分(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 控除額 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 区分 住宅耐震改修特別控除区分 住宅特定改修特別税額控除区分 認定住宅新築等特別税額控除区分 区分 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 控除額(免)表示 差引所得税額 外国税額控除 区分 災害減免額 再差引所得税額 復興特別所得税額 所得税等の額 外国税額控除 控除額 源泉徴収税額 申告納税額 予定納税額 第3期分の税額 納める税金 還付される税金 修正申告 修正前の第3期分の税額 第3期分の税額の増加額 その他 公的年金以外の合計所得金額 配偶者の合計所得金額 専従者給与(控除)額の合計額 青色申告特別控除額 雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 未納付の源泉徴収税額 本年分で差し引く繰越損失額 平均課税対象金額 変動・臨時所得金額 区分 所得金額 延納の届出 申告期限までに納付する金額 延納届出額 還付される税金の受取場所 口座 公金受取口座登録の同意 公金受取口座の利用 申告書第二表 申告書見出し部(第二表) 年分 納税者等部 住所 住所以外の事業所・事務所又は居所 屋号 フリガナ 氏名 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) 所得の内訳 繰り返し所得の種類 種目 給与などの支払者の氏名・名称 収入金額 源泉徴収税額 源泉徴収税額の合計額 総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項 繰り返し 所得の種類 収入金額 必要経費等 必要経費等 差引金額 差引金額 所得から差し引かれる金額に関する事項 (13)社会保険料控除 (14)小規模企業共済等掛金控除 保険料等の種類 支払保険料等の計 うち年末調整等以外(15)生命保険料控除支払保険料等の計 うち年末調整等以外 新生命保険料 旧生命保険料 新個人年金保険料 旧個人年金保険料 介護医療保険料 (16)地震保険料控除 支払保険料等の計 うち年末調整等以外 地震保険料 旧長期損害保険料 本人に関する事項 寡婦 ひとり親 勤労学生 障害者 特別障害者 雑損控除に関する事項(26) 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 寄付金控除に関する事項(28) 寄附先の名称等 寄附金 個人番号 特例適用条文等 配偶者や親族に関する事項(20)～(23) 氏名 個人番号 続柄 生年月日 障害者 国外居住 住民税 その他 事業専従者に関する事項(57) 事業専従者の明細 繰り返し 氏名 生年月日 続柄 従事月数・程度 仕事の内容 専従者給与(控除)額 住民税・事業税に関する事項 非上場株式の少額配当等 非居住者の特例 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付 都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象) 共同募金、日赤その他の寄附 都道府県条例指定寄附 市区町村条例指定寄附 退職所得のある配偶者・

親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 退職所得を除く所得金額 障害者 その他 寡婦・ひとり親 税理士署名欄 税理士名 電話番号
税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

〈住民税申告書情報〉

eLTAX住民税申告受付番号 翌年度の書面通知希望有無 メールアドレス 提出年月日時分秒 年分 申告書バージョン情報 個人番号 整理番号 氏名フリガナ 氏名 現住所 1月1日現在の住所 1月1日現在の住所の地方自治体コード 業種又は職業 電話番号 生年月日 世帯主の氏名 続柄 収入金額等 事業 営業等 収入金額等 事業 農業 収入金額等 不動産 収入金額等 利子 収入金額等 配当 収入金額等 給与 収入金額等 雑 公的年金等 収入金額等 雑 業務 収入金額等 雑 その他 収入金額等 総合譲渡 短期 収入金額等 総合譲渡 長期 収入金額等 一時 所得金額 事業 営業等 所得金額 事業 農業 所得金額 不動産 所得金額 利子 所得金額 配当 所得金額 給与 所得金額 雑 公的年金等 所得金額 雑 業務 所得金額 雑 その他 所得金額 雑 合計 所得金額 総合譲渡 一時 所得金額 合計 所得から差し引かれる金額に関する事項 社会保険料控除 社会保険の種類 所得から差し引かれる金額に関する事項 社会保険料控除 支払った保険料 所得から差し引かれる金額に関する事項 社会保険料控除 支払った保険料合計 所得から差し引かれる金額に関する事項 生命保険料控除 新生命保険料の計 所得から差し引かれる金額に関する事項 生命保険料控除 旧生命保険料の計 所得から差し引かれる金額に関する事項 生命保険料控除 新個人年金保険料の計 所得から差し引かれる金額に関する事項 生命保険料控除 旧個人年金保険料の計 所得から差し引かれる金額に関する事項 生命保険料控除 介護医療保険料の計 所得から差し引かれる金額に関する事項 地震保険料控除 地震保険料の計 所得から差し引かれる金額に関する事項 地震保険料控除 旧長期損害保険料の計 所得から差し引かれる金額に関する事項 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 寡婦控除 所得から差し引かれる金額に関する事項 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 死別 所得から差し引かれる金額に関する事項 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 離婚 所得から差し引かれる金額に関する事項 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 生死不明 所得から差し引かれる金額に関する事項 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 未帰還 所得から差し引かれる金額に関する事項 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 ひとり親控除 勤労学生控除 所得から差し引かれる金額に関する事項 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 学校名 所得から差し引かれる金額に関する事項 障害者控除 フリガナ 所得から差し引かれる金額に関する事項 障害者控除 氏名 所得から差し引かれる金額に関する事項 障害者控除 障害の程度 所得から差し引かれる金額に関する事項 障害者控除 個人番号 所得から差し引かれる金額に関する事項 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 配偶者 フリガナ 所得から差し引かれる金額に関する事項 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 配偶者 氏名 所得から差し引かれる金額に関する事項 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 配偶者 生年月日 所得から差し引かれる金額に関する事項 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 配偶者 配偶者の合計所得金額 所得から差し引かれる金額に関する事項 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 配偶者 個人番号 所得から差し引かれる金額に関する事項 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 配偶者 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。) 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除 フリガナ 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除 氏名 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除 生年月日 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除 別居同居の区分 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除 続柄 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除 個人番号 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除 控除額 所得から差し引かれる金額に関する事項 16歳未満の扶養親族(控除対象外) フリガナ 所得から差し引かれる金額に関する事項 16歳未満の扶養親族(控除対象外) 氏名 所得から差し引かれる金額に関する事項 16歳未満の扶養親族(控除対象外) 生年月日 所得から差し引かれる金額に関する事項 16歳未満の扶養親族(控除対象外) 別居同居の区分 所得から差し引かれる金額に関する事項 16歳未満の扶養親族(控除対象外) 続柄 所得から差し引かれる金額に関する事項 16歳未満の扶養親族(控除対象外) 個人番号 所得から差し引かれる金額に関する事項 扶養控除額の合計 所得から差し引かれる金額に関する事項 雑損控除 損害の原因 所得から差し引かれる金額に関する事項 雑損控除 損害年月日 所得から差し引かれる金額に関する事項 雑損控除 損害を受けた資産の種類 所得から差し引かれる金額に関する事項 雑損控除 損害金額 所得から差し引かれる金額に関する事項 雑損控除 保険金などで補填される金額 所得から差し引かれる金額に関する事項 雑損控除 差引損失額のうち災害関連支出の金額 所得から差し引かれる金額に関する事項 医療費控除 支払った医療費等 所得から差し引かれる金額に関する事項 医療費控除 保険金などで補填される金額 所得から差し引かれる金額に関する事項 収入金額 配当所得に関する事項 必要経費 配当所得に関する事項 収入金額 所得の種類 事業 不動産所得に関する事項 支払者の「名称」事業 不動産所得に関する事項 収入金額 事業 不動産所得に関する事項 必要経費 事業 不動産所得に関する事項 青色申告特別控除額 配当所得に関する事項 配当所得の種類 配当所得に関する事項 支払者の「名称」配当所得に関する事項 支払者の「法人番号又は所在地」配当所得に関する事項 支払確定年月 配当所得に関する事項 収入金額 配当所得に関する事項 必要経費 配当所得に関する事項 国外株式等に係る外国所得税額 雑所得(公的年金等以外)に関する事項 種目 雑所得(公的年金等以外)に関する事項 支払者の「名称」雑所得(公的年金等以外)に関する事項 支払者の「法人番号又は所在地」雑所得(公的年金等以外)に関する事項 収入金額 雑所得(公的年金等以外)に関する事項 必要経費 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 短期 収入金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 短期 必要経費 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 短期 差引金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 短期 所得金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 長期 収入金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 長期 必要経費 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 長期 差引金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 長期 所得金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 総合譲渡 特別控除額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 一時 収入金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 一時 必要経費 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 一時 差引金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 一時 所得金額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 一時 特別控除額 総合譲渡 一時所得の所得金額に関する事項 合計 事業専従者に関する事項 フリガナ 事業専従者に関する事項 氏名 事業専従者に関する事項 続柄 事業専従者に関する事項 生年月日 事業専従者に関する事項 専従者給与(控除)額 事業専従者に関する事項 個人番号 事業専従者に関する事項 従事月数 事業専従

者に関する事項_所得税における青色申告の承認の有無 事業専従者に関する事項_合計額 別居の扶養親族等に関する事項_フリガナ 別居の扶養親族等に関する事項_氏名 別居の扶養親族等に関する事項_個人番号 別居の扶養親族等に関する事項_住所 別居の扶養親族等に関する事項_国外居住_配偶者 別居の扶養親族等に関する事項_国外居住_30歳未満又は70歳以上 別居の扶養親族等に関する事項_国外居住_留学 別居の扶養親族等に関する事項_国外居住_障害者 別居の扶養親族等に関する事項_国外居住_38万円以上の支払 事業税に関する事項_非課税所得など_所得金額 事業税に関する事項_損益通算の特例適用前の不動産取得 事業税に関する事項_事業用資産の譲渡損失など_資産の種類 事業税に関する事項_事業用資産の譲渡損失など_損失額、被災損失額(白) 事業税に関する事項_前年中の開廃業_開始・廃止 事業税に関する事項_前年中の開廃業_月日 事業税に関する事項_他都道府県の事務所等 寄附金に関する事項_都道府県、市区町村分(特例控除対象) 寄附金に関する事項_住所地の共同募金、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外) 寄附金に関する事項_条例指定分_都道府県 寄附金に関する事項_条例指定分_市区町村 所得金額調整控除に関する事項_フリガナ 所得金額調整控除に関する事項_氏名 所得金額調整控除に関する事項_続柄 所得金額調整控除に関する事項_生年月日 所得金額調整控除に関する事項_特別障害者に該当する場合 所得金額調整控除に関する事項_別居の場合の住所 所得金額調整控除に関する事項_個人番号 摘要 添付資料情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 賦課情報ファイル (2) 収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・庁内連携システムから入手する連携については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき、対象者のみを連携対象とした処理方法を採用しているため、対象者以外の情報を入手することはシステム上できない。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、対象者以外の情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報の入手を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・庁内連携システムから入手する連携については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき、必要な情報のみを連携対象とした処理方法を採用しているため、必要な情報以外を入手することはシステム上できない。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、対象者情報であっても、事務に必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法等で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務に必要な情報の入手を防止している。
その他の措置の内容	○賦課情報ファイル ・統合端末による入手の際には、住民基本台帳ネットワークシステムに係る操作研修を受講した者のみに操作権限を与える。また、操作をする職員には、個人情報保護法等により、目的外の情報を入手した場合の罰則や情報の取扱いの重大性などについて研修し、コンプライアンス意識を向上させる。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・庁内連携システムによる取得や金融機関等との情報連携は、システム開発時にプログラミングされたパッチ処理のみでの連携となっており、不適切な方法による入手はシステム上行えないよう制限している。 ・本人からの申告等による情報の入手は、申告書等に題名を明示し、申告者が使用目的を認識できるようにしている。また、申告書等の様式は法令で定められており、必要な項目しか記載できない様式になっている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・窓口で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条および施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ・他区市町村や給与・年金支払者から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号および基本4情報が正しいことを確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・庁内連携システムより入手した情報（住民票関係情報）は、住民基本台帳ネットワークシステムより連携されたデータであるため既に真正性は確保されている。 ・入手した特定個人情報は、住民票関係情報と突合することにより、個人番号の真正性を確認する。 ・個人番号カードや通知カードの提示がない場合には、顔写真付きの本人確認書類の提示等により得られた本人確認情報と、住民票関係情報を突合することにより、個人番号が本人のものであることを確認する。 ・住民登録外課税の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住民登録地である自治体へ住民票関係情報を照会し、当区で入手している本人確認情報と突合することにより、個人番号が本人のものであることを確認する。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、地方税法に基づき、随時調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を確保する。
その他の措置の内容	○賦課情報ファイル ・再転入等により、住民票関係情報が、当区内で2件以上登録された場合は、週次で出力しているエラーリストを基に住民票関係情報を整理している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・庁内連携システムにより連携する際は、外部システムとの接続は行わないため、外部へ情報が漏えいすることはない。 ・郵送等で申告書等を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、担当部署および所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当部署および所在地が印字されているものを利用する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・電子記録媒体を用いて入手する際は、データへのパスワードの設定、鍵のかかる金庫を利用して複数人で運搬することなど、電子記録媒体の使用法のルールや運搬方法をマニュアルで定め、マニュアルどおりに運用されていることを使用記録簿等で確認する。 ・庁内連携システム以外の特定個人情報の受け渡しについては全て専用の記録簿に記録している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	○賦課情報ファイル ・宛名システム等(団体内統合宛名システム)は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システムで制御している。また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。 ○収納情報ファイル ・宛名システム等(団体内統合宛名システム)との接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・他業務からアクセスされる賦課情報ファイル、収納情報ファイルの基本情報を保持するテーブルと、特定個人情報等を含むテーブルを切り離し、不必要な業務からアクセスできないようにして管理している。
その他の措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、使用目的に合わないアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法等で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、目的を超えた紐付け等が行われないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・生体認証により操作者認証を行う。なお、生体認証が不可能な場合は、申請に基づきユーザーIDとパスワードを用いた認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、申請書を使用し記録を残す。

アクセス権限の管理	☐ 行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・権限表を作成している。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・大規模な組織変更、人事異動がある場合は、処理の事前検証を行う。
特定個人情報の使用の記録	☐ 記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・賦課情報ファイル、収納情報ファイルを扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログの一部)を記録する。 ・バックアップされた操作履歴について、3年間、安全な場所に保管する。 ・記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛番番号、基本4情報 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、事務外での使用は不正アクセスに該当し、個人情報保護法等で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、従業者が事務外で使用することを防止している。
リスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・作業端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとする。 ・作業端末には電子記録媒体を使用できないようにシステムで制限している。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先がバックアップ以外にファイルを複製する場合は、事前に当区に申請し、当区が許可した用途のみを認めるものとする。
リスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・スクリーンセーバの利用や離席時のシステム画面の終了を徹底し、長時間にわたり賦課情報・収納情報を表示させない。 ・賦課情報・収納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、届出／申請等に基づき入力を行う職員においては取得を不可能とし、また、システムの機能を確認する際などやむを得ず取得が必要となる場合は、取得しうる者を区から指定された者に限るとともに、取得の範囲を確認作業において必要な範囲に限定している。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・委託先の社会的信用と能力を確認して選定する。 ・契約時には当区の情報セキュリティポリシーを遵守する体制が構築されていることを確認する。 ・契約期間中は、委託事業者が選定基準を引き続き満たしていることに関して、セキュリティ体制(個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置)等について、適時確認する。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・委託業務の実施状況・契約の遵守状況について必要に応じて報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。 ・委託業者からセキュリティ対策の研修の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・必要な場所に監視カメラを設置し、その記録を残す。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を残す。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・委託先から他者(第三者)への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。 ・特定個人情報の管理状況等について、必要があれば報告を求め、調査を行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・電子記録媒体や帳票で受け渡す場合を事前に把握し、実際に受け渡す際には、受渡書等を作成する。 ・必要に応じ委託先データセンター等へ視察を行う。 ・日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・契約期間中に不要となった紙媒体は、シュレッダーにより裁断または外部業者による溶解処理を行う。 ・契約終了時における特定個人情報の取扱いについては、以下のとおり定めている。 ①紙媒体については、当区に返還させ、または漏えいを来さない方法で確実に廃棄させる。 ②記録媒体および情報システム機器については、当区より提供したものは、当区に返却させる。 また、委託事業者が所有等する記録媒体は、当区に返還すべきデータを返還させたのち、当区の担当者立会いのもと、原則として物理的に破壊させる。(※ 記録媒体のうち、情報システム機器のハードディスク等については、物理的な破壊が困難である場合は、当区と委託事業者とで協議の上、廃棄またはデータの消去方法と時期について決定する。) ・①②の処理を完了したときは、当区に廃棄または消去を証明する書類を提出させ、廃棄または消去が適切に行われたことを確認できるようにしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・善管注意義務 ・特定個人情報の適正な取扱いの確保のための基本方針、取扱いマニュアルの策定 ・委託先の責任者、従事者、管理区域および取扱区域(作業場所)を明確にすること ・従事者に対する監督・教育の実施 ・業務上知り得た情報の秘密保持義務 ・収集の制限 ・目的外利用の禁止 ・第三者提供の禁止 ・再委託の制限 ・取扱区域または管理区域からの特定個人情報の持出しの禁止 ・委託契約終了時の特定個人情報の返却または廃棄 ・必要に応じて、当区が契約内容の遵守状況について報告を求め、視察・監査を行い、委託先が当区と同等またはそれ以上の安全管理措置を講じていることを確認できること ・事故発生時は必要に応じて区が公表すること ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じること ・賦課情報ファイル・収納情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する際は、バックアップを含めて完全に消去すること

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・提供・移転は庁内連携システム間のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・個人情報保護法および番号法ならびに条例の定めに基づき、適切に特定個人情報を提供・移転することを、実施手順書に定める等によりルールを遵守する。また、必要な情報以外が提供・移転されないように、提供・移転先の必要な情報を事前に確認し、システム上で制御する。 ・「練馬区情報セキュリティに関する要綱」第25条の規定に基づき「職員向け情報セキュリティ研修」を毎年実施している。また、研修実施後には、セキュリティ対策の取り組みが行われているかを職員各自が確認する自己点検を実施し、特定個人情報の取扱いに関するルールが遵守されているかを確認している。	
その他の措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・「サーバー室等への入室権限」および「賦課情報ファイル・収納情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・庁内連携システム間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないようにシステムで制限している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	○賦課情報ファイル・収納情報ファイル共通 ・区が承認した品質やセキュリティが保証されている庁内連携システムでのみの提供・移転に限定している。 ・提供・移転について庁内連携システムでの十分な検証を行う。 ・他業務参照用の課税情報画面、収納情報画面においては、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	※「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」「7. 特定個人情報の保管・消去」に記載する中間サーバーへのリスク対策については、(2) 収納情報ファイルを除く。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務および特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクを防ぐための措置を講じる。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクを防ぐための措置を講じる。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報および照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(L G W A N等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置＞ サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ電子記録媒体および帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・各部屋の入室権限を管理している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータの消失を防ぐために、施設内に消火設備を設置している。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。 さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に持ち出しを許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできない措置を講じている。

⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<当区における措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国およびクラウド事業者はデータにアクセスしない契約となっている。 ②当区が委託したASP(アプリケーション提供事業者の略語。「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁策定。以下「利用説明書」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用説明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos攻撃(※1)対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル(※2)の更新を行う。 ⑤当区が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦当区やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧当区が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御する。 ※1 DDos攻撃:外部の複数のコンピューターから、業務アプリケーションのサーバーに大量のデータを送ることで過大な負荷をかけ、処理能力低下や機能停止に追い込む攻撃 ※2 パターンファイル:コンピューターウイルスの特徴を記録したデータ。ウイルス対策ソフトが対象のデータにウイルスが含まれているか判断する際に使用される。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者も現存者と同様の管理となっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	指定の保持年数を経過した場合に物理的に削除する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<当区における措置> ・毎年、賦課情報ファイルに記録されたデータを税務システムにて自動判別し消去する。 ・毎年、収納情報ファイルに記録されたデータを収納システムにて自動判別し消去する。 ・特定個人情報を記録する記録媒体等の利用を終了するときは、原則として物理的に破壊する。 ただし、情報システム機器のハードディスク等について、物理的な破壊が困難である場合は、当区の統括情報セキュリティ管理者(情報政策課長)と協議の上、廃棄またはデータの消去方法について決定する。また、廃棄した場合、その記録を管理簿により管理している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 課税資料ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出/申請等の窓口において、個人番号を入手する際には本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・毎年区内各地で開催している年末調整説明会で個人番号関係事務実施者への案内を行っている。 ・課税資料に他区市町村分が含まれていた場合は、速やかに本来の提出先への回送処理を行うよう、マニュアルにより運用を確立している。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、対象者以外の情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法等で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・課税資料ファイルを手入できる対象者についての研修を実施し、対象者の情報のみを取り扱うことを徹底している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申告書等の様式は法令で定められており、必要な項目しか記載できない様式になっている。 ・窓口で申告を受け付ける際には、必要な情報のみを記載するように案内している。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、対象者情報であっても、事務に必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法等で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務に必要な情報の入手を防止している。 ・課税資料ファイルの中で必要な情報についての研修を実施し、必要な情報のみを取り扱うことを徹底している。
その他の措置の内容	課税資料の入力において、入力担当者と確認担当者による二重チェックを行うことで、課税資料の取り違え等による対象者以外への誤入力を防止している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	データの移設は媒体を使用せず、ネットワーク内のみとする。データ移設の権限は一部の職員に限定して与えており、その職員に作業手順について周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条および施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ・他区市町村や給与・年金支払者から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号および基本4情報が正しいことを確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・入手した特定個人情報は、税務システムを通じて住民票関係情報と突合することにより、個人番号の真正性を確認する。 ・個人番号カードや通知カードの提示がない場合には、顔写真付きの本人確認書類の提示等により得られた本人確認情報と、税務システムを通じて確認する住民票関係情報とを突合することにより、個人番号が本人のものであることを確認をする。 ・住民登録外課税の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住民登録地である自治体へ住民票関係情報を照会し、当区で入手している本人確認情報と突合することにより、個人番号が本人のものであることを確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報が記載されている課税資料の入力において、入力担当者と確認担当者による二重チェックを行うことで、正確性を確保する。
その他の措置の内容	当区に住民登録されていない者を当区で住民登録外課税する場合は、統合端末で個人番号を調査し登録を行う。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体および電子記録媒体により提出された課税資料は、鍵付きの保管庫で保管することはもちろん、鍵は特定職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。 ・窓口で受付した申告書等は、紛失防止のため、受付後速やかに各担当係の保管箱に移すという運用を確立している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
庁内連携システムにおけるデータ移設の権限は一部の職員に限定して与えており、IDとパスワードによりログインし、操作ログの管理も行っている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等(団体内統合宛名システム)との接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間の連携は、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき、必要な情報のみを連携対象とした処理方法を採用している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・一般職員は課税支援システムに直接アクセスせず、税務システムから間接的に課税支援システムのデータを閲覧するため、ユーザー認証の管理方法は税務システムと同じである。 ・課税支援システムにアクセス権限のある職員は限定されており、アクセスする際は決められたIDとパスワードによりログインし、操作ログの管理もされている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・権限表を作成している。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・大規模な組織変更、人事異動がある場合は、処理の事前検証を行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・課税資料ファイルを扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログの一部)を記録する。 ・バックアップされた操作履歴について、3年間、安全な場所に保管する。 ・記録項目：処理日時、職員情報、端末情報、処理事由、課税資料番号 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、事務外での使用は不正アクセスに該当し、個人情報保護法等で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、従業者が事務外で使用することを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・課税支援システム端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとする。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先がバックアップ以外にファイルを複製する場合は、事前に当区に申請し、当区が許可した用途のみを認めるものとする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり課税資料情報を表示させない。 ・紙媒体で収受した課税資料については庁外への持ち出しをしていない。 ・電子記録媒体にて庁外に持ち出す際には、当区の職員と業務委託先のみが知りうるパスワードにより暗号化している。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認して選定する。 ・契約時には当区の情報セキュリティポリシーを遵守する体制が構築されていることを確認する。 ・契約期間中は、委託事業者が選定基準を引き続き満たしていることに関して、セキュリティ体制(個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置)等について、適時確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託業務の実施状況・契約の遵守状況について必要に応じて報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・課税支援システム端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。 ・委託業者からセキュリティ対策の研修の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・必要な場所に監視カメラを設置し、その記録を残す。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者(第三者)への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。 ・特定個人情報の管理状況等について、必要があれば報告を求め、調査を行う。	

	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・電子記録媒体や紙媒体で受け渡す場合を事前に把握し、実際に受け渡す際には、受渡書等を作成する。 ・必要に応じ委託先データセンター等へ視察を行う。 ・日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。 ・電子記録媒体により、委託先に課税資料ファイルを提供する際は送付状と受領証で引き渡し履歴を記録した上で、練馬区が認めた安全性が確保された方法のみにより搬送している。また、電子記録媒体には練馬区と委託先のみ知りうるパスワードを設定し、開封が行えないように制限している。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・契約期間中に不要となった紙媒体は、シュレッダーにより裁断または外部業者による溶解処理を行う。 ・契約終了時における特定個人情報の取扱いについては、以下のとおり定めている。 ①紙媒体については、当区に返還させ、または漏えいを来さない方法で確実に廃棄させる。 ②記録媒体および情報システム機器については、当区より提供したものは、当区に返却させる。 - また、委託事業者が所有等する記録媒体は、当区に返還すべきデータを返還させたのち、当区の担当者立会いのもと、原則として物理的に破壊させる。(※ 記録媒体のうち、情報システム機器のハードディスク等について、物理的な破壊が困難である場合は、当区と委託事業者とで協議の上、廃棄またはデータの消去方法と時期について決定する。) ・①②の処理を完了したときは、当区に廃棄または消去を証明する書類を提出させ、廃棄または消去が適切に行われたことを確認できるようにしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・善管注意義務 ・特定個人情報の適正な取扱いの確保のための基本方針、取扱いマニュアルの策定 ・委託先の責任者、従事者、管理区域および取扱区域（作業場所）を明確にすること ・従事者に対する監督・教育の実施 ・業務上知り得た情報の秘密保持義務 ・収集の制限 ・目的外利用の禁止 ・第三者提供の禁止 ・再委託の制限 ・取扱区域または管理区域からの特定個人情報の持出しの禁止 ・委託契約終了時の特定個人情報の返却または廃棄 ・必要に応じて、当区が契約内容の遵守状況について報告を求め、視察・監査を行い、委託先が当区と同等またはそれ以上の安全管理措置を講じていることを確認できること ・事故発生時は必要に応じて区が公表すること ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定（損害賠償等） ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じること ・課税資料ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する際は、バックアップを含めて完全に消去すること
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
電子記録媒体にて庁外に持ち出す際には、当区の職員と業務委託先のみが知りうるパスワードにより暗号化している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○提供 ・当区に課税権のない課税資料が誤って提出された場合は台帳にて記録している。 ・当区に課税権のない課税資料が誤って提出された場合で、練馬区に住民登録した履歴がある者は、住民票関係情報を管理している税務システム側で記録している。 ○移転 ・移転は行わない。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報保護法および番号法ならびに条例の定めに基づき、適切に特定個人情報を提供・移転することを、実施手順書に定める等によりルールを遵守する。 ・「練馬区情報セキュリティに関する要綱」第25条の規定に基づき「職員向け情報セキュリティ研修」を毎年実施している。また、研修実施後には、セキュリティ対策の取り組みが行われているかを職員各自が確認する自己点検を実施し、特定個人情報の取扱いに関するルールが遵守されているかを確認している。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」および「課税資料ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	○提供 ・職員が他区市町村に課税資料を送付する処理については事務処理マニュアルを作成し作業方法を統一した上で、誤りが発生しないように指導している。 ○移転 ・移転は行わない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	○提供 ・課税支援システムでは自動判定による提供は行わない。 ・職員が他区市町村に課税資料を送付する処理については事務処理マニュアルを作成し作業方法を統一した上で、誤りが発生しないように指導している。 ○移転 ・移転は行わない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない

④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置> ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・各部屋の入室権限を管理している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・停電によるデータの消失を防止するために、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータの消失を防止するために、施設内に消火設備を設置している。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者も現存者と同様の管理となっている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	指定の保持年数を経過した場合に物理的に削除する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	毎年、課税資料ファイルに記録されたデータを課税支援システムにて自動判別し消去する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 電子申告ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	○入手元：【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・地方税ポータルセンターでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。 ・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。 ・申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システムが地方税ポータルセンターから取得できる情報をシステムで制限している。 ・課税資料に他区市町村分が含まれていた場合は、速やかに本来の提出先への回送処理を行うよう、マニュアルにより運用を確立している。 ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ○入手元：【国税庁、他区市町村】 ・国税連携システムは、地方税ポータルセンターを通じて国税庁および他区市町村としか繋がっていないことから、国税庁および他区市町村から送信される情報以外は入手できない。 ・課税資料に他区市町村分が含まれていた場合は、速やかに本来の提出先への回送処理を行うよう、マニュアルにより運用を確立している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・審査システムおよび国税連携システムでは、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	データ取込の際に他区市町村分が含まれていないか確認している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○入手元：【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民が何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解しながら操作し、たどり着いた申請フォームが何のサービスに繋がるものが明示することで、住民が正確に電子申請できるよう措置を講じている。 ○入手元：【国税庁、他区市町村】 ・特定個人情報の入手元である国税庁および他区市町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	○入手元:【本人または本人の代理人】 ・番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書および当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した当区は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ○入手元:【給与・年金支払者、国税庁】 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「本人または本人の代理人」と同様である。))。 ○入手元:【他区市町村】 ・国税連携システムで他区市町村から入手する情報は、他区市町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「本人または本人の代理人」と同様である。))。
個人番号の真正性確認の措置の内容	○入手元:【本人または本人の代理人】 ・税務システムは、中間サーバーと連携した宛名システム等(団体内統合宛名システム)と連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システムから税務システムに登録する際に、真正性を確認する。 ○入手元:【給与・年金支払者、国税庁】 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「本人または本人の代理人」と同様である。))。 ○入手元:【他区市町村】 ・国税連携システムで他区市町村から入手する情報は、他区市町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「本人または本人の代理人」と同様である。))。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	○入手元:【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・審査システムは、地方税ポータルセンターで受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要がある。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ○入手元:【国税庁】 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。なお、当区では税務システムにおいて個人番号の正確性を再確認している。 ○入手元:【他区市町村】 ・国税連携システムで他区市町村から入手する情報は、他区市町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。なお、当区では税務システムにおいて個人番号の正確性を再確認している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	○入手元：【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンターまでのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンターから審査システムまでは、LGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・＜年金支払者から地方税ポータルセンターまで＞年金支払者は、暗号化された情報をDVDに記録し、施錠できる容器に収納した上で、自らまたは輸送業者により地方税ポータルセンターに届けている。地方税ポータルセンターは、その情報を年金特別徴収システムに格納している。 ・＜地方税ポータルセンターから審査システムまで＞閉域網であるLGWANを利用し、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンターから年金支払者へのDVDの返却は、施錠した容器に収納した上で輸送している。 ・サービス検索・電子申請機能と当区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ○入手元：【国税庁、他区市町村】 ・国税庁から地方税ポータルセンターまでは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンターから国税連携システムまでは、LGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
電子申告ファイルを審査システム・国税連携システムよりダウンロードする権限は一部の職員のみを与えており、ダウンロード用のIDとパスワードを別途定めてログの管理も行っている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等(団体内統合宛名システム)との接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	データ移設の際は、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき、必要な情報のみを連携対象とした処理方法を採用している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・一般職員は審査システム、国税連携システムで照会する権限のみ有し、元データをダウンロードする業務を行えないように権限設定している。 ・データのダウンロードを行う一部の職員は、データのダウンロード作業を行う際は2人以上で作業することを徹底し、また作業のログを残している。 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 - 定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・権限表を作成している。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・大規模な組織変更、人事異動がある場合は、処理の事前検証を行う。 ・定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認および不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・電子申告ファイルを扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログの一部)を記録する。 ・バックアップされた操作履歴について、2年間、安全な場所に保管する。 ・記録項目：処理日時、職員情報、処理事由、氏名 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログおよび操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。 ・事務外利用の禁止等につき、過去に発生した他の地方公共団体の事例の紹介等を内容とした研修を行い、システム利用職員へ周知徹底する。 ・従業者に対するセキュリティ教育を年に一度行っている。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記録媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・審査端末・国税連携端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとする。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先がバックアップ以外にファイルを複製する場合は、事前に当区に申請し、当区が許可した用途のみを認めるものとする。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記録媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。 ・外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記録媒体内のデータは暗号化する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり電子申告情報を表示させない。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・国税連携システムの運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証(またはプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 ・審査システムの運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託業務の実施状況について必要に応じて報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・審査端末・国税連携端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。 ・委託業者からセキュリティ対策の研修の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・必要な場所に監視カメラを設置し、その記録を残す。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を残す。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者(第三者)への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。 ・特定個人情報の管理状況等について、必要があれば報告を求め、調査を行う。
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・電子記録媒体や紙媒体で受け渡す場合を事前に把握し、実際に受け渡す際には、受渡書等を作成する。 ・必要に応じ委託先データセンター等へ視察を行う。 ・日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○提供：【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・審査システムを利用して本人または本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ・地方税ポータルセンターから年金支払者へDVDを搬送する際には、持ち出し状況を記録している。 ○提供：【国税庁、他区市町村】 ・国税連携システムを利用して国税庁および他区市町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている（記録の保存期間は最大2年）。 ○移転 ・移転は行わない。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	○提供：【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・審査システムを利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンターへの送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ○提供：【国税庁、他区市町村】 ・国税連携システムを利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンターへの送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性および信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 ○移転 ・移転は行わない。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」および「電子申告ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	○提供：【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・審査システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供を行うことはできない。 ・提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンターへの送信にはデータを暗号化し、閉域網であるLGWANを利用している。また、利用者が税額通知等のデータを確認する場合にはインターネット回線を利用し、各利用者はeLTAX対応ソフトウェアを使用し、固有のIDとパスワードで地方税ポータルセンターにログイン後、情報の提供を受ける。 ・地方税ポータルセンターから年金支払者にDVDによる提供の場合には、地方税共同機構と年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。 ○提供：【国税庁、他区市町村】 ・国税連携システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、提供先として国税庁および区市町村以外を設定することはできない仕様になっている。また、データを暗号化し、地方税ポータルセンターと区市町村間は閉域網であるLGWAN回線を利用し、地方税ポータルセンターと国税庁間は専用回線を利用している。 ・国税連携システムでは、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性および信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 ○移転 ・移転は行わない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	○提供:【本人または本人の代理人、給与・年金支払者】 ・審査システムで提供する電子データについては、当区と提供者との間の情報連携については、当区から地方税ポータルセンターまでは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。 ・地方税ポータルセンターから利用者までは、インターネット回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの担保されている。また、地方税ポータルセンターからDVDで提供する年金支払者との間は、地方税ポータルセンターが提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 ○提供:【国税庁、他区市町村】 ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性および信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 ・当区と国税庁との間の情報連携については、当区から地方税ポータルセンターまでは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンターから国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの担保されている。なお、他区市町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンターから他区市町村までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。 ○移転 ・移転は行わない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<当区における措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。 ・外部記録媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。 <システムの運用委託事業者における措置> ・データ、プログラム等を含んだ電子記録媒体および帳票等の可搬媒体は保管しない。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・各部屋の入室権限を管理している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。

⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新およびウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と当区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者も現存者と同様の管理となっている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・指定の保持年数を経過した場合に物理的に削除する。 ・LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・電子申告ファイルに記録されたデータは、地方税共同機構が定めたデータの受信期間に従い、職員が決められた方法に基づき削除する。 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記録媒体については、定期的に内部のチェックや不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<当区における措置> ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に規定する評価書の見直しについて、評価書の内容と運用実態のチェックを1年に1回担当部署において行い、その結果を当区の特定個人情報保護評価取りまとめ担当部署(企画部情報政策課)に報告している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<当区における措置> 「練馬区情報セキュリティに関する監査実施要綱」に従い、内部監査を実施する。 ・主な監査事項 個人番号を取り扱う際の運用手順書等の有無および職員の遵守状況の確認 安全管理措置に関する教育状況 委託事業者の管理状況 等 ・個人住民税の賦課および徴収に関する事務を行っている組織を対象に、定期的に実施。 ・当区の最高情報セキュリティ責任者である副区長が任命した者を情報セキュリティ監査責任者とし、監査に関する計画を策定する。その計画に基づき、職員および最高情報セキュリティアドバイザー等により監査を実施する。 ・監査の結果を踏まえ、必要に応じ体制等の見直しを図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施している。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、ISMAPにおいて、クラウド事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された機関による監査を実施している。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<当区における措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対し、個人番号の取扱いにかかる注意事項等を含む、番号制度についての研修を行い、意識向上を図っている。 ・統合端末を操作する職員に対しては、毎年1回、既存住民基本台帳システムおよび住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する研修を実施する。 ・特定個人情報を取り扱う事務の委託事業者に対し、契約内容に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止および違反行為を行った者への罰則についても規定している。また、従事者に対し特記事項の内容を周知徹底するとともに、遵守に必要な教育を実施することを義務付け、その結果を区に報告させている。 ・税務システム等保守運用業務の受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けるとともに、秘密保持契約を締結している。 ・課税資料データ入力業務の受託事業者に対しては、契約内容として個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、また、日報・月報により、個人情報保護に関する項目を含む報告書の提出を受けるとともに、提出された報告書のとおり業務が実施されていることを確認するため、確認項目一覧を作成した上で、毎年1回、実際に業務実施場所を訪問して状況を確認している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)および随時(新規要員着任時)実施している。

3. その他のリスク対策

<当区における措置>

- ・特定個人情報保護評価の実施にあたっては、区としての実施マニュアルを整備している。
- ・評価書の内容は、情報政策課および最高情報セキュリティアドバイザーによる確認および助言を受けている。
- ・「特定個人情報等の取扱いに関する実施手順」を作成し、事故等が発生した場合に適切に対応できるようにしている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上における業務データの取扱いについては、当区およびその業務データの取扱いを委託するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上における業務アプリケーションの運用等に障害が発生した場合等の対応については、原則として、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、ASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、当区と国(デジタル庁)および関係者で協議を行い対応する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513	
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
	特記事項	代理人による請求に当たっては、委任状等による本人の意向が確認できるものが必要。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法を、「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担) が必要。	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	賦課情報ファイル、収納情報ファイル、課税資料ファイル、電子申告ファイル
	公表場所	区役所西庁舎10階区民情報ひろば
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	区民部 税務課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-2703 区民部 収納課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4541
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応内容につき記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「練馬区区民意見反映制度に関する規則」に準じて、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「ねりま区報」に意見募集を行うことの記事を掲載し、区公式ホームページおよび図書館(南大泉図書館分室を除く)、区民情報ひろば、各区民事務所(練馬区民事務所を除く)、税務課において全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和7年8月1日から令和7年8月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年9月4日
②方法	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成12年3月練馬区条例第80号)第7条の規定により、「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報保護評価等実施委員会」を設置し、点検を実施した。
③結果	本評価書について不備はないとの点検結果となった。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	個人住民税(以下「住民税」という。)の賦課および徴収に関する事務を行う。 事務の内容は以下のとおりである。(以下の丸数字は事務フロー図「(別添1)事務の内容」と対応している) ○賦課に関する事務 ①給与・年金支払者より紙で「給与支払報告書」「異動届出書」「年金支払報告書」を受受しスキャンする。 ②給与・年金支払者より地方税ポータルセンターを経由し、電子データで「給与支払報告書」「異動届」「年金支払報告書」を受受する。 ③住民より国税庁と地方税ポータルセンターを経由し、電子データで「確定申告書等」を受受する。 ④住民より紙で「住民税申告書」を受受しスキャンする。 ○住民よりサービス検索・電子申請機能、マイナポータル、申請管理を経由し、電子データで「住民税申告書」を受受する。 ⑤受受した課税資料の画像イメージを入力業務委託先に提供する。 ⑥入力業務委託先から課税資料の入力結果を受受する。 ⑦課税資料の入力結果を基に住民税の賦課決定を行い、給与・年金支払者に「特別徴収税額決定通知書」を送付し、給与・年金支払者から住民に特別徴収税額が通知される。 ※年金からの特別徴収税額については⑧の「普通徴収納税通知書」でも通知する。 ⑧課税資料の入力結果を基に住民税の賦課決定を行い、住民に「普通徴収納税通知書」を送付する。 ⑨未申告調査、扶養親族等に関する扶養調査を住民、給与・年金支払者に対して行う。	個人住民税(以下「住民税」という。)の賦課および徴収に関する事務を行う。 事務の内容は以下のとおりである(以下の丸数字は事務フロー図「(別添1)事務の内容」と対応している。) ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書)を受け付け、課税支援システムへ取り込む。個人番号を含む課税資料(紙)をシステムへ取り込むにあたり、データ入力(パンチ)委託業者が電子ファイル化を行う。 ②課税支援システムに取り込んだデータをイメージ化し、税務システムへ連携する。 ③課税資料により税務システムで課税処理を行い、作成した通知書を住民へ送付する。 ④調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡箋を税務署(国税庁)へ送付する。 ⑤年金保険者と年金からの特別徴収に係る各種通知情報を連携する。 ⑥課税情報を収納システム、滞納管理システムへ連携する。 ⑦他課システム向けデータを作成し、提供する。また、他システムからも個人住民税の課税や調査に必要なデータを提供してもらう。 ⑧所得情報等を中間サーバーへ連携する。また、情報提供ネットワークシステムから他市区町村等の情報を参照する。 ⑨住民基本台帳ネットワークシステムを利用して住民登録がない者の個人番号を調査する。 ⑩住民登録外課税通知書(データの場合、国税連携システム経由)を送付、受領する。 ⑪住民等の申請により、課税・非課税・納税証明書を発行する。	事前	個人住民税申告の電子化および記載内容の見直し
令和7年10月1日		⑩住民登録外課税通知書(データの場合、国税連携システム経由)を送付、受領する。 ⑪国税庁に地方税ポータルセンターを経由し扶養是正情報等を提供する。 ⑫住民より「減免申請書」を受受し、減免可否決定に係る事務手続きをする。 ⑬賦課決定以降に、調査または本人の申告で賦課内容に修正が発生した場合、賦課更正し給与支払者に「特別徴収税額変更通知書等」を送付し、給与支払者から住民に特別徴収税額が通知される。 ※年金からの特別徴収税額については⑭の「普通徴収税額変更通知書等」でも通知する。 ※更正決定通知書の他に、申告期間以降に申告のあった分の税額決定通知書がある。 ⑭賦課決定以降に、調査または本人の申告で賦課内容に修正が発生した場合、賦課更正し住民に「普通徴収税額変更通知書等」を送付する。 ※税額変更通知書の他に、申告期間以降に申告のあった分の税額決定通知書や減免可否決定通知書がある。 ⑮住民、給与支払者からの申請に基づき「納税証明書等」を交付する。 ⑯住民基本台帳ネットワークシステムの統合端末(照会用端末)から本人確認情報の照会を行う。			
令和7年10月1日		○徴収に関する事務 ⑰収納システム・滞納管理システムが税務システムより賦課情報を入手する。 ⑱住民、給与・年金支払者が納付・徴収した情報を金融機関等、地方税ポータルセンターを経由し入手する。 ※年金支払者から地方税ポータルセンターを経由して徴収結果を入手する事務は税務課の職員が行う。 ⑲過誤納金が発生した場合、還付・充当処理し「還付・充当通知書」を住民、給与支払者に送付する。 ⑳過誤納金還付請求者から受受した口座振替依頼書で指定された口座情報を確認する。 ㉑納期限までに納付しなかった場合、督促状を住民、給与支払者に送付する。 ㉒分割納付希望者や滞納がある者の納税相談記録を管理する。 ㉓滞納者に対して、電話による納付案内を行う。 ㉔差押、交付要求、執行停止等の滞納処分を行う。			
令和7年10月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	(追記)	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	個人住民税申告の電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	(追記)	[○]その他(申請管理システム)	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	(追記)	サービス検索・電子申請機能	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	(追記)	・【住民税向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を地方公共団体に公開する機能。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	(追記)	[○]その他(個人住民税申告ポータル)	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	(追記)	個人住民税申告ポータル	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	(追記)	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続	(追記)	[○]その他(サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理)	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ①システムの名称	(追記)	マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ②システムの機能	(追記)	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データを取得画面または機能を地方公共団体に公開する機能。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ③他のシステムとの接続	(追記)	[○]その他(個人住民税申告ポータル、申請管理システム)	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ①システムの名称	(追記)	申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ②システムの機能	(追記)	・プロキシサーバ機能:住民情報系からLGWAN系にあるデータを取得するにあたり、通信を制限するためのプロキシサーバの機能。 ・申請データダウンロード機能:マイナポータルで申請された申請データを住民情報系NWにダウンロードする機能。 ・住基宛名紐づけ機能:ダウンロードした申請データの電子証明書のシリアル番号から住基の宛名番号と紐づける機能。 ・申請データ閲覧機能:宛名番号と紐づけた申請データを業務端末から閲覧を行う機能。	事前	個人住民税申告の電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム13 ③他のシステムとの接続	(追記)	[○]その他(マイナポータル申請管理)	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	(別添の1)			事前	個人住民税申告の電子化および記載内容の見直し
令和7年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	個人住民税申告ポータル	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・他の区市町村からの回送による入手については、地方税法第294条第1項に明示されている。	(削除)	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	(追記)	申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	(追記)	申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	(追記)	申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社アイティフォー	株式会社アイティフォー・ベックス	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ① 法令上の根拠	地方税法第317条の2、地方税法第45条の2	地方税法第45条の2、地方税法第45条の3、 地方税法第317条の2、地方税法第317条の3、 地方税法第317条の6	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ② 特定個人情報はクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 賦課情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者およびクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去および物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去および物理的破壊が行われていることを確認する。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構および中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥ 委託先名	株式会社アイティフォー	株式会社アイティフォー・ベックス	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3) 課税資料ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	(追記)	サービス検索・電子申請機能	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲	(追記)	サービス検索・電子申請機能、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(追加)	住民税申告書	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手に係る妥当性	(追加)	サービス検索・電子申請機能、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・他の区市町村からの回送による入手については、地方税法第294条第1項に明示されている。	(削除)	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(追加)	申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	(追加)	サービス検索・電子申請機能、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) (4)電子申告ファイル	(追加)	〈住民税申告書情報〉	事前	個人住民税申告の電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル (2)収納情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル (2)収納情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者およびクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル (2)収納情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者およびクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル (2)収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)賦課情報ファイル (2)収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(追記)	・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外になりすましを防止する。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追記)	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民が何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解しながら操作し、たどり着いた申請フォームが何のサービスに繋がるものが明示することで、住民が正確に電子申請できるよう措置を講じている。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	(追記)	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した当区は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	(追記)	・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	(追記)	・サービス検索・電子申請機能と当区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (4)電子申告ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(追記)	・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	個人住民税申告の電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(追記)	・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職 等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(追記)	・定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	(追記)	・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記録媒体内のデータは暗号化する。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記録媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記録媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記録媒体内のデータは暗号化する。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	(追記)	・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。 ・外部記録媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	(追記)	・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新およびウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と当区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	個人住民税申告の電子化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	・LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう履歴管理を行う。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 電子申告ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(追記)	・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記録媒体については、定期的に内部のチェックや不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年10月1日	Ⅲその他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施している。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を実施している。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅲその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	記載内容の見直し
令和7年10月1日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和6年6月21日	令和7年7月24日	事後	評価書再実施による
令和7年10月1日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ② 実施日・期間	令和6年7月1日から令和6年7月31日	令和7年8月1日から令和7年8月31日	事後	評価書再実施による
令和7年10月1日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ① 実施日	令和6年8月6日	令和7年9月4日	事後	評価書再実施による

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表					
No.	表 項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって次条で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第四条で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五条で定めるもの
4	4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六条で定めるもの
5	5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七条で定めるもの
6	7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九条で定めるもの
7	11	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第十三条で定めるもの
8	13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第十五条で定めるもの
9	15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第十七条で定めるもの
10	20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第二十二条で定めるもの
11	28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第三十条で定めるもの
12	37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第三十九条で定めるもの
13	39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第四十一条で定めるもの
14	42	都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第四十四条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表					
No.	表 項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
15	48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五十条で定めるもの
16	49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
17	53	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五十五条で定めるもの
18	57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五十九条で定めるもの
19	58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六十条で定めるもの
20	59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六十一条で定めるもの
21	63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六十五条で定めるもの
22	65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六十七条で定めるもの
23	66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六十八条で定めるもの
24	69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七十一条で定めるもの
25	73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七十五条で定めるもの
26	75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七十七条で定めるもの
27	76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第七十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七十八条で定めるもの
28	81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第八十三条で定めるもの
29	83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第八十五条で定めるもの
30	84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第八十六条で定めるもの
31	86	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第八十八条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表					
No.	表 項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
32	87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第八十九条で定めるもの
33	88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
34	89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
35	90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
36	91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十三条で定めるもの
37	92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十四条で定めるもの
38	96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十八条で定めるもの
39	98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百条で定めるもの
40	106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百八条で定めるもの
41	108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百十条で定めるもの
42	115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百十七条で定めるもの
43	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百二十六条で定めるもの
44	125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百二十七条で定めるもの
45	129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百三十一条で定めるもの
46	130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百三十二条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表					
No.	表 項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
47	132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百三十四条で定めるもの
48	137	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百三十九条で定めるもの
49	138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十条で定めるもの
50	140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの
51	141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十三条で定めるもの
52	142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十四条で定めるもの
53	144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十六条で定めるもの
54	147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの
55	151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百五十三条で定めるもの
56	152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百五十四条で定めるもの
57	155	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百五十七条で定めるもの
58	156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百五十八条で定めるもの
59	158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十条で定めるもの
60	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十二条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表					
No.	表 項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
61	161	都道府県知事	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十三条で定めるもの
62	163	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十五条で定めるもの
63	164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウィルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十六条で定めるもの
64	165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十七条で定めるもの
65	166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十八条で定めるもの
66	167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
67	168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
68	169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の給付に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
69	170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の給付に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
70	171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科就学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの
71	172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の給付に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
72	173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

(別紙2) 番号法第19条第11号に基づき「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例」第5条第1項に定める提供先

No.	提供先	提供先における用途
1	学務課	就学援助事務
2	学務課	幼稚園就園奨励費補助金交付事務
3	学務課	特別支援教育就学奨励費交付事務
4	学務課	教育・保育給付支給認定事務および保育利用調整等事務
5	子育て支援課	児童扶養手当の支給に関する事務
6	子育て支援課	特別児童扶養手当の支給に関する事務
7	子育て支援課	児童手当の支給に関する事務
8	子育て支援課	児童育成手当事務
9	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事務
10	保育課	保育給付支給認定事務および保育利用調整等事務
11	子ども家庭支援センター	児童虐待対応事務

(別紙3) 番号法第9条第2項に基づき「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例」第4条第1項から第3項に定める移転先		
No.	移転先	移転先における用途
1	国保年金課	国民健康保険事務
2	国保年金課	国民年金事務
3	国保年金課	特別障害給付金事務
4	国保年金課	後期高齢者医療制度事務
5	総合福祉事務所	障害児通所給付費の支給等に関する事務
6	総合福祉事務所	入院助産事業に関する事務
7	総合福祉事務所	母子生活支援施設に関する事務
8	総合福祉事務所	生活保護事務
9	総合福祉事務所	母子および父子福祉資金の貸付けおよび償還に関する事務
10	総合福祉事務所	高齢者施設入所に関する事務
11	総合福祉事務所	練馬区ひとり親家庭ホームヘルプサービスに関する事務
12	総合福祉事務所	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務
13	総合福祉事務所	障害児福祉手当・特別障害者手当等の支給に関する事務
14	総合福祉事務所	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
15	総合福祉事務所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務(身体障害者、知的障害者、難病患者等、障害児対象)
16	総合福祉事務所	心身障害者福祉手当事務
17	総合福祉事務所	心身障害者福祉タクシー事務
18	総合福祉事務所	心身障害者自動車燃料費助成事務
19	総合福祉事務所	心身障害者(児)紙おむつ支給事務
20	総合福祉事務所	高齢者等紙おむつ支給事務
21	総合福祉事務所	外国人生活保護事務
22	介護保険課	介護保険事務
23	介護保険課	生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減事務
24	健康推進課	未熟児養育医療給付事務
25	健康推進課	妊婦高血圧症候群等医療費助成事務
26	保健予防課	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による事務
27	保健予防課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務(精神障害者および育成医療受給者対象)
28	保健予防課	小児慢性医療費助成事務
29	保健予防課	自立支援医療(精神通院)の実施等に関する事務
30	保健予防課	難病患者に対する事務

(別紙3) 番号法第9条第2項に基づき「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例」第4条第1項から第3項に定める移転先		
No.	移転先	移転先における用途
31	住宅課	区営住宅等管理事務
32	住宅課	区立高齢者集合住宅管理事務
33	総合福祉事務所	重度心身障害者手当の支給に関する事務
34	保健予防課	精神通院医療費の助成に関する事務
35	保健予防課	結核患者の医療費の助成に関する事務
36	保健予防課	難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務
37	保健予防課	B型肝炎ウイルス肝炎またはC型肝炎ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務